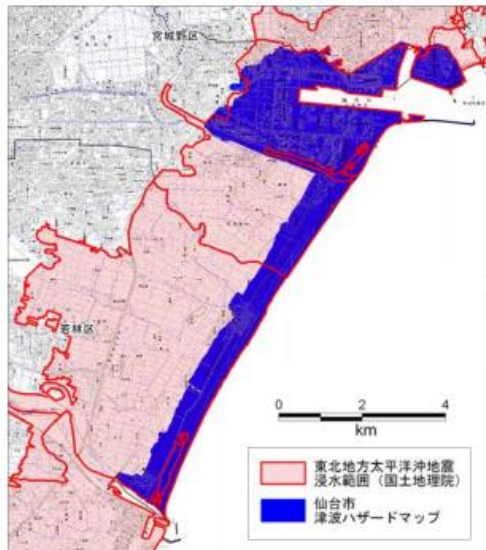


- 平成23年3月11日の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生。
- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町村の浸水範囲面積の合計は561km²に及び、広範なエリアにおいて被害が発生。
- また、内陸の奥域まで浸水域が拡大し、地域全体が壊滅的な被害を受けたエリアも存在するなど、甚大な被害が発生。

東日本大震災における津波による被害

東日本大震災時の仙台市における浸水範囲と従前の浸水想定範囲



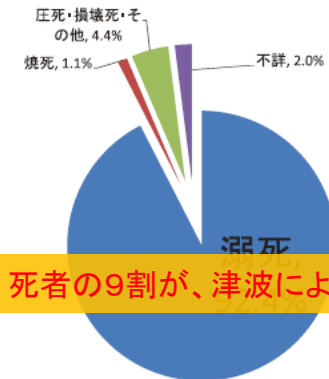
出典: 東北地方太平洋沖地震浸水範囲 国土地理院資料より作図

東日本大震災時の仙台市の様子



出典: 国土交通省東北地方整備局

東日本大震災の人的被害



死者の9割が、津波による溺死

(警察庁資料より内閣府作成)

津波対策を構築するにあたって想定すべき津波レベル

○ 政府の中央防災会議等では、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要性を指摘。

- ・将来同様の地震が発生する可能性が高く切迫性の高いと考えられる地震・津波
- ・あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波（東日本大震災クラス相当）

頻度の高い津波(L1)

津波レベル : 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

基本的考え方 : 海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく。

最大クラスの津波(L2)

津波レベル : 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

基本的考え方 : 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。

津波防災地域づくりに関する法律(津波防災地域づくり法)の制定の経緯

- 平成23年5月18日、国土交通大臣が、社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会 計画部会に対し、津波防災地域づくりについての一定の方向性を提示するよう要請。
- 平成23年7月6日、同部会が、緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」を提出。

緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」の概要(平成23年7月6日)

基本姿勢

- 今回のような想定を超える大規模な災害を想定し、「なんとしても人命を守る」という考え方により、ハード・ソフト施策を総動員して「減災」を目指す。
※「減災」とは、人命を守りつつ、被害をできる限り軽減すること。
- また、「災害に上限はない」ことを今回の教訓とし、各種施策を講じた後も防災・減災のための取組を持続させる。

新しい発想による防災・減災対策

- 防波堤・防潮堤による「一線防御」からハード・ソフト施策の総動員による「多重防御」への転換。
- 土地利用規制について、一律的な規制でなく、立地場所の安全度等を踏まえ、地域の多様な実態・ニーズや施設整備の進ちょく状況等を反映させた柔軟な制度を構築。

地域の実情、安全度等を踏まえた津波災害に強い地域づくりを推進するため、**新たな法制度を検討**

(参考) 平成23年10月28日 第179回国会 野田内閣総理大臣(当時)所信表明演説(抜粋)

「今般の大震災で得た教訓をいかし、自然災害に強い地域づくりを被災地のみならず全国に広めていくため、まずは、津波防災地域づくり法案の成立を図ります。」

東日本大震災以前の
津波対策に係る法制度

頻度の高い津波(L1)を想定
(例 大規模地震対策特別措置法 等)

特定の津波災害への対策
(例 東海地震(大規模地震対策特別措置法) 等)

各主体(国・県・市等)がそれぞれ
計画を策定
(例 大規模地震対策特別措置法の地震防災計画 等)

防災の観点から計画を策定
(例 大規模地震対策特別措置法の地震防災計画 等)

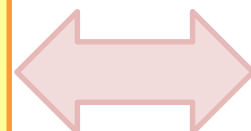
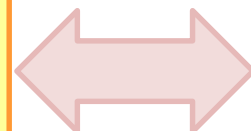
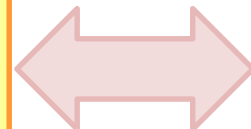
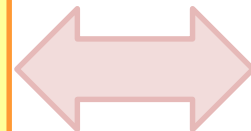
津波防災地域づくり法

最大クラスの津波(L2)を想定

将来発生しうる津波災害全般への
対策

各主体が実施する施策を組み合わせ
た総合的な計画を市が策定

防災に加え地域づくりの観点から
計画を策定



- 平成23年12月7日、「津波防災地域づくりに関する法律」が成立(衆参とも全会一致)。
- 本法により、将来起こりうる最大クラスの津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な制度を創設。

法律の概要 (平成23年12月14日公布 平成23年12月27日一部施行、平成24年6月13日全部施行)

基本指針

基礎調査の実施

都道府県は津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行う。

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深)を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる。

津波災害警戒区域等の指定

- ・都道府県知事は、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築等を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

- 都道府県は、基礎調査の結果を踏まえ、津波が発生した場合の浸水の区域及び水深を設定（義務）。
- 津波浸水想定は、基本指針に基づき、「最大クラスの津波」を想定して設定。

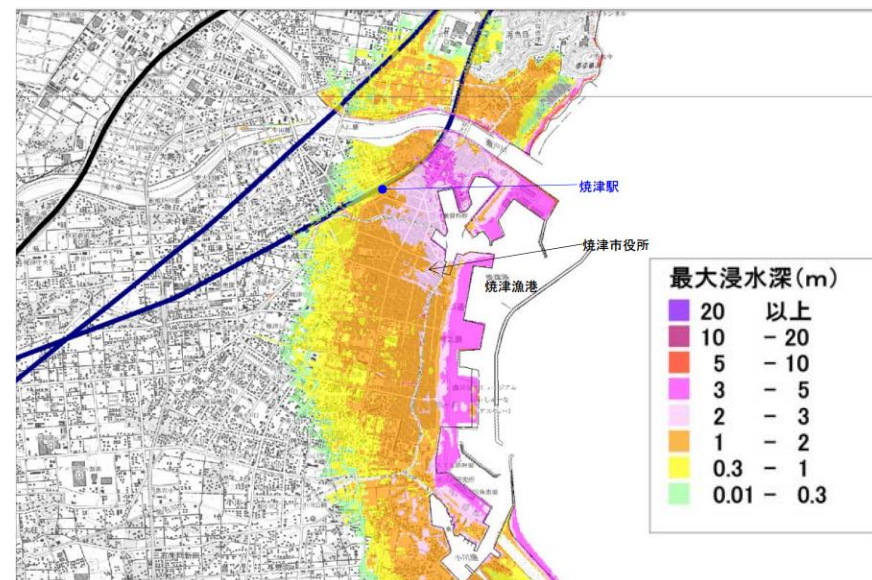
基礎調査
(都道府県(国))

最大クラスの津波の断層モデルの設定
(都道府県)

津波浸水シミュレーション
(都道府県)

津波浸水想定の設定
(都道府県)

津波浸水想定(イメージ)



(静岡県焼津市)

- 市町村は、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成(任意)。
- 推進計画では、様々な主体が実施するハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせ、地域の実情に応じて津波防災地域づくりをどのように進めていくのかが描かれる。

推進計画の記載事項(イメージ)

- **計画区域の指定(必要的記載事項)**
- **津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針(任意的記載事項)**
- **津波浸水想定に定める浸水の区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項(任意的記載事項)**
- **津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項(任意的記載事項)**
 - ・ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
 - ・ 津波防護施設の整備に関する事項
 - ・ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の整備改善のための事業に関する事項
 - ・ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
 - ・ 集団移転促進事業に関する事項
 - ・ 地籍調査の実施に関する事項
 - ・ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項

- 都道府県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域に指定(任意)。
- また、都道府県は、津波災害警戒区域のうち、一定の開発行為・建築の制限をすべき区域を津波災害特別警戒区域に指定(任意)。

津波浸水想定の設定・公表 [都道府県: 義務]

- 基本指針に基づき、浸水想定設定のための基礎調査(陸域・海域の地形、地質、土地等の調査)を実施
- 基礎調査の結果を踏まえ、津波があった場合の浸水の区域と水深を設定・公表

津波災害警戒区域の指定・公表 [都道府県: 任意]

- あらかじめ関係市町村の意見を聴取
- 津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき区域と基準水位を指定・公表

津波災害特別警戒区域の指定・公表 [都道府県: 任意]

- あらかじめ区域の案を公告・縦覧
- 住民等の意見を添えて、関係市町村の意見を聴取
- 津波災害警戒区域のうち、一定の開発行為、建築等を制限すべき区域を指定・公表

条例で定める区域の設定 [市町村: 任意]

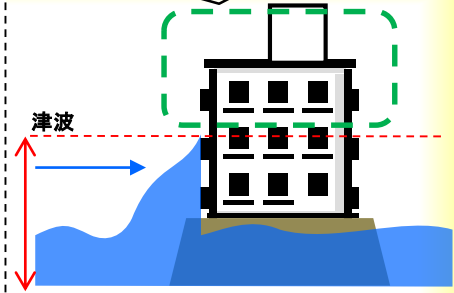
- あらかじめ都道府県と協議
- 津波特別警戒区域のうち、円滑・迅速な避難を確保できない区域を設定

警戒区域指定による効果

避難場所の高さが明確化

※基準水位:

津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高を算出しておき、そのシミュレーションを用いて定める



地域防災計画の
拡充(警戒区域における警戒避難体制に関する事項を明記)

市町村による
津波ハザード
マップの作成

民間施設等
の避難施設
の指定等

特別警戒区域指定による効果



- ・要配慮者利用施設の居室の床面の高さが基準水位以上に制限
- ・要配慮者利用施設の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

条例による区域設定による効果

条例で定めた施設・用途について、要配慮者利用施設と同様の制限・規制

住宅等の居室の
全部が津波の
水深以下



住宅等の居室の
一部が津波の
水深以上